

令和 6 年度

償却資産の手引き

可 児 市

目 次

I 償却資産とは ······ 1 頁

II 申告に際して ······ 1 頁

- 1 申告していただく方
- 2 申告の対象となる資産
- 3 申告の対象とならない資産
- 4 業種別の主な償却資産と耐用年数
- 5 資産種類ごとの主な償却資産
- 6 建物附属設備における家屋との区別
- 7 国税との主な違い
- 8 法定耐用年数について

III 課税標準の特例と非課税 ······ 10 頁

- 1 課税標準の特例
- 2 非課税となる資産

IV 計算のしかた ······ 15 頁

- 1 評価額の計算方法
- 2 価格の決定
- 3 税額の計算方法
- 4 納付時期

V 申告の方法と提出書類 ······ 16 頁

- 1 提出書類
- 2 提出期限
- 3 申告の際の留意事項
- 4 申告書控えの返送について
- 5 申告内容の確認・調査について
- 6 未申告・虚偽の申告について
- 7 市税の電子申告のご利用について
- 8 個人番号の取扱いについて

I 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。ただし、鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産及び自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。（地方税法第341条第4号・地方税法施行令第49条）

なお「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

II 申告に際して

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいる、駐車場やアパートを貸し付けている等、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）時点の所有状況の申告が必要となります。該当すると思われる方へ、12月上旬に市から申告書を郵送しています。申告の際には次の点にご留意ください。

- 申告書が届いた方で償却資産をお持ちでない方は、その旨を備考欄に記入して申告書を提出してください。
- 課税標準額が免税点未満（※）となる場合でも、必ず申告してください。
- 申告書が届いていない方は、可児市のホームページに掲載する様式を使用していただくか、可児市役所税務課家屋係までお問合せください。

※ 償却資産については、課税標準額が150万円未満の場合、固定資産税を課することはできません。（地方税法第351条）

2 申告の対象となる資産

毎年1月1日（賦課期日）時点において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要となりますので、ご留意ください。

① 償却済の資産（耐用年数が経過した資産）

※ 平成19年4月1日以降、法人税・所得税については、1円（備忘価格）まで減価償却することが可能となりましたが、固定資産税については、従前の通り、減価償却できるのは取得価格の5%までであり、除却されるまでは課税対象となります。

② 簿外資産であっても、事業の用に供することができるもの

③ 建設仮勘定で経理されている資産のうち、事業の用に供することができる状態にあるもの

④ 遊休又は未稼働の資産であっても、事業の用に供することができる状態にあるもの

⑤ 福利厚生の用に供するもの

- ⑥ 赤字決算等のために減価償却を行っていないが、本来は減価償却が可能な資産
- ⑦ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの（3頁参考1参照）
- ⑧ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産（3頁参考1参照）

⑨ 改良費（資本的支出）

償却資産の改良のために支出した金額で、税務会計（法人税・所得税）において、「資本的支出」に該当するものについては、それをひとつの償却資産として申告していただく必要があります。

⑩ リース資産

リースに供されている資産の申告義務は、原則として、資産の所有者であるリース会社にあります。ただし、それが実質的に割賦販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合等）は、ユーザー（買主）が申告を行う必要があります。

※ 平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリース取引については、税務会計（法人税・所得税）において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告につきましては、従来どおり（リース会社（貸主）からの申告）の取扱いとなります。

⑪ テナント（賃借人）が取り付けた附帯設備

家屋所有者以外の方（テナント、賃借人）が取り付けた附帯設備（内装、造作、建築設備等の事業用資産）については、賃借人が償却資産として申告することとなります。（地方税法第343条第10項）

3 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、固定資産税の対象となる償却資産に該当しませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの（4頁の参考2参照）
 - ② 生物（観賞用、興行用生物を除く。）
 - ③ 無形減価償却資産（特許権、ソフトウェア等）
 - ④ 繰延資産（開業費等）
 - ⑤ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
 - ⑥ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ⑦ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ※ ⑥、⑦については、3頁の参考1を参照

参考 1

少額の減価償却資産の取扱い

租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産は、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります（（表 1）を参照）。

（表 1）

	取得時期	取得価格	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	H11. 1. 1以後に取得した資産	10万円未満	必要経費 ※1	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却 ※2	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	H10. 4. 1以降に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入 ※3	申告対象外
			3年間一括償却 ※4	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	3年間一括償却 ※4	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

※ 1 所得税法施行令138条の適用を受ける償却資産

※ 2 所得税法施行令139条の適用を受ける償却資産

※ 3 法人税法施行令第133条の適用を受ける償却資産

※ 4 法人税法施行令第133条の 2 の適用を受ける償却資産

また、地方税法施行令第49条ただし書により、法人税法第64条の 2 第 1 項又は所得税法第67条の 2 第 1 項に規定するリース資産については、取得価額が20万円未満の資産は固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれています。よって、表 1 で申告対象となっている場合でも、当該リース資産で取得価額が20万円未満であれば申告対象外となります（（表 2）を参照）。

（表 2）

○=申告対象 ×=申告対象外

資産内容 \\ 取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
法人税法第64条の 2 第 1 項 又は所得税法第67条の 2 第 1 項に規定するリース資産	×	×	○	○

参考2

車両の分類（道路運送車両法施行規則）と対象税目

普通自動車		自動車税 (種別割)
小型自動車	二輪以外	
	二輪	
軽自動車		軽自動車税 (種別割)
原動機付自転車		
小型特殊自動車		
大型特殊自動車 (分類番号が「0、00～09、000～099」、「9、90～99、900～999」の車両)		固定資産税 (償却資産)

※ 自動車等については、上記のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が決まっています。
大型特殊自動車（フォークリフト、ロードローラやブルドーザ、ターレット等）は、償却資産の申告対象となりますので、ご留意ください。

4 業種別の主な償却資産と耐用年数

業種	主な償却資産の内容
事務系	事務机（15）、椅子（15）、応接セット（8）、ロッカー（15）、キャビネット（15）、金庫（20）、コピー機（5）、テレビジョン（5）、エアコン（6）
喫茶・飲食店	看板（10）、食卓（5）、椅子（5）、厨房用品（5）、レジスター（5）、カラオケ（5）、冷蔵庫（6）、エアコン（6）
理・美容業	理・美容椅子（5）、消毒殺菌器（5）、タオル蒸し器（5）、パーマ器（5）、レジスター（5）、エアコン（6）
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、プレス（13）、給排水設備（15）、レジスター（5）、エアコン（6）
小売店	冷蔵ストッカー（4）、陳列ケース（6又は8）、レジスター（5）、冷蔵庫（6）、自動販売機（5）、エアコン（6）、看板（10）
食肉鮮魚販売業	レジスター（5）、エアコン（6）、冷凍機（9）、肉切断機（9）、挽肉機（9）、冷蔵庫（6）、陳列ケース（6又は8）、電子秤（5）
自動車修理業	旋盤（15）、プレス（15）、圧縮機（15）、測定工具（5）、検査工具（5）、舗装路面（10又は15）
金属加工業	受・変電設備（15）、舗装路面（10又は15）、旋盤（10）、ボール盤（10）、フライス盤（10）、プレス（10）、圧縮機（10）、測定・検査工具（5）
開業医	レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、手術機器（5）、歯科診療ユニット（7）
不動産貸付業	舗装路面（10又は15）、立体駐車場のターンテーブル及び機器部分（10）、金属造の塀（10）、コンクリート造の塀（15）

() 内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

電子計算機（パソコン等）の耐用年数は次のとおりです。

電子計算機	パーソナルコンピュータ (サーバー用のものを除く)	4年
	その他のもの※	5年

※ その他のものとは、ワークステーション、ミッドレンジコンピュータ、汎用コンピュータ（メインフレーム）、パソコンサーバー等があります。

5 資産種類ごとの主な償却資産

資産種類		内容
第1種	構築物	舗装路面、橋、ネットフェンス、駐車場（周壁がないもの）、門、塀、庭園、緑化施設、排水溝、ビニールハウス、カーポート等
		1 プレハブ等の建物で、基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 2 建築設備のうちで償却資産として扱うもの 3 テナント（賃借人）が貸ビル・貸店舗等に取り付けた建物附属設備・内部造作等で、テナントの方に所有権が留保されているもの（家屋で評価済のものを除く）。
		機械及び装置
第2種	機械及び装置	
第3種	船舶	モーターポート、ヨット、ボート、遊覧船、漁船、作業船、一般船舶等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、その他の運搬車（自動車税の種別割・軽自動車税の種別割の対象となっているものを除く）
第6種	工具器具及び備品	机、椅子、応接セット、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、ファクシミリ、陳列ケース、パソコン、LAN配線、ロッカー、金庫、コピー機、医療機器、理・美容機器、各種工具、看板等

6 建物附属設備における家屋との区別

建物附属設備における家屋との区分のうち、主なものを掲げました。表中「家屋に含めるもの」であっても、本来家屋と一体となって家屋自体の効用を高めるための設備ではなく、生産用又は特定の事業用設備（例：水を大量に使用する化学工場の給排水設備）等は、家屋に含めず、償却資産として申告の対象となります。

また、「家屋に含めないもの」のうち、償却資産の要件（例：事業のために用いている等）を満たすものは申告の対象となる可能性があります。

区分	家屋に含めるもの	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電灯コンセント配線設備 ・ 蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ・ 出退表示設備 ・ 呼び出し信号設備 ・ 自動車管制設備 ・ 盜難非常通報装置 ・ 電話配線設備 ・ インターホン配線設備 ・ 電機時計配線設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用発電設備 ・ 受変電設備 ・ ネオンサイン ・ スポットライト、投光器 ・ 家屋と分離している屋外照明設備 ・ 分電盤より外側の配線 ・ 電話機、電話交換機 ・ インターホン機器 ・ 親時計、子時計 ・ 中央監視装置 ・ オンライン配線
給排水 衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水設備（受水槽を含む） ・ 排水設備 ・ 中央式給湯設備 ・ 衛生設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外給水管、屋外配水管 ・ 配管のない瞬間湯沸し器 ・ 独立した煙突、給水塔
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス設備（配管、バルブ、ガスカラン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーターより外側の配管
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備　・冷暖房設備 ・ 換気設備、換気扇、天井扇 ・ ベンチレーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルームエアコン
運搬設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気送管設備 ・ 事務用ベルトコンベア設備 ・ エレベーター、ダムウェーター ・ エスカレーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気送子
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場用特殊機器、舞台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り外しの可能な簡易間仕切り ・ 夜間金庫
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄骨等の非常階段 ・ ポーチ ・ テラス 	

7 国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりになります。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法 (ただし、減価率は固定資産評価基準別表15に定める減価率（旧定率法）の償却率と同じ率を採用)	建物並びにH19.4.1以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定額法・定率法の選択制 【定率法を選択した場合】 <ul style="list-style-type: none">・ H24.4.1以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用・ H19.4.1～H24.3.31に取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用・ H19.3.31以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度（※1）	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
增加償却 (所得税・法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度 (※2)	取得価格の100分の5	1円（備忘価格）
改良費（※3）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）	原則区分評価 (H19.3.31以前に取得した資産については、合算評価)

※1 圧縮記帳の制度は固定資産税（償却資産）では認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格を圧縮したものについては、圧縮前の取得金額を記入してください。

※2 平成19年度税制改正により、国税においては残存価格が廃止され1円まで償却できるようになりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更はありません。

※3 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いが変わりました。詳しくは税務署へお問い合わせください。なお、固定資産税（償却資産）における改良費の取扱いには変更はありません。

8 法定期用年数について

（1）耐用年数省令の一部改正について

平成20年度の税制改正において「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数が大幅に改正されました。特に「機械及び装置」については、大幅な見直しが行われ、その他「構築物」や「器具及び備品」等の一部にも見直しが行われました。

(2) 改正後の耐用年数の適用について

改正後の耐用年数は、資産の取得時期又は決算期に関係なく、平成21年1月1日現在所有しているすべての資産に適用され、平成21年度以後の評価額は、改正後の耐用年数を使用して算出します。

例えば、平成19年取得、取得価格10,000,000円、従来の耐用年数15年、改正後の耐用年数10年の場合、評価額は次のようになります。

減価残存率	耐用年数15年の前年中取得の残存率：0.929…① 前年中取得
	耐用年数15年の前年前取得の残存率：0.858…② 前年前取得
	耐用年数10年の前年前取得の残存率：0.794…③

平成20年度の評価額： $10,000,000 \times 0.929 = 9,290,000$ (取得価額×①の率)

平成21年度の評価額： $9,290,000 \times 0.858 = 7,970,820$ (前年度評価額×②の率)

平成22年度の評価額： $7,970,820 \times 0.794 = 6,328,831$ (前年度評価額×③の率)

平成23年度の評価額： $6,328,831 \times 0.794 = 5,025,091$ (前年度評価額×③の率)

平成24年度の評価額： $5,025,091 \times 0.794 = 3,989,922$ (前年度評価額×③の率)

平成25年度の評価額： $3,989,922 \times 0.794 = 3,167,998$ (前年度評価額×③の率)

平成26年度の評価額： $3,167,998 \times 0.794 = 2,515,390$ (前年度評価額×③の率)

平成27年度の評価額： $2,515,390 \times 0.794 = 1,997,219$ (前年度評価額×③の率)

平成28年度の評価額： $1,997,219 \times 0.794 = 1,585,791$ (前年度評価額×③の率)

平成29年度の評価額： $1,585,791 \times 0.794 = 1,259,118$ (前年度評価額×③の率)

平成30年度の評価額： $1,259,118 \times 0.794 = 999,739$ (前年度評価額×③の率)

令和元年度の評価額： $999,739 \times 0.794 = 793,792$ (前年度評価額×③の率)

令和2年度の評価額： $793,792 \times 0.794 = 630,270$ (前年度評価額×③の率)

令和3年度の評価額： $630,270 \times 0.794 = 500,434$ (前年度評価額×③の率)

令和4年度の評価額： $500,434 \times 0.794 = 397,344$ (前年度評価額×③の率)

→500,000円

※取得価格の5%を下回るため、評価額は500,000円

III 課税標準の特例と非課税

1 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条及び同法附則第64条の規定に掲げる償却資産について
は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当条項を記載し、
添付書類とあわせて提出してください。

次の表には、代表的な課税標準の特例措置を掲載しています。

課税標準の特例適用資産（抜粋）

該当条項		設備の種類	取得時期	適用期間	特例率	添付書類
法 附 則 第 15 条	第 1 号	水質汚濁防止法に規定する特定施設又 は指定地域特定施設を設置する工場又 は事業所の汚水又は廃液の処理施設の 処理装置等	R4. 4. 1 ～ R6. 3. 31	—	1 / 2	特定施設設置届出 書の写し等
	旧 第 2 号	大気汚染防止法附則第9項に規定する 指定物質排出施設から排出又は飛散す る指定物質排出又は飛散の抑制に資す る活性炭利用吸着式指定物質処理装置	H26. 4. 1 ～ R2. 3. 31			
	旧 第 3 号	土壤汚染対策法に規定する特定有害物 質の排出又は飛散の抑制に資する活性 炭利用吸着式特定有害物質処理装置	H26. 4. 1 ～ H30. 3. 31			
	第 5 号	下水道法に規定する公共下水道を使用 する者が設置した除害施設	R4. 4. 1 ～ R6. 3. 31		4 / 5	

該当条項		設備の種類	取得時期	適用期間	特例率	添付書類
法附則第15条	第1号イ	特定再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備)	R2.4.1 ～ R6.3.31	取得後 3年度分	2/3 (1,000Kw未満)	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外であって、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの			3/4 (1,000kw以上)	
	第2号イ	特定再生可能エネルギー発電設備 (風力発電設備)	R2.4.1 ～ R6.3.31	取得後 3年度分	2/3 (20Kw以上)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定書の写し
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備			3/4 (20Kw未満)	
	第2号ロ	特定再生可能エネルギー発電設備 (水力発電設備)	R2.4.1 ～ R6.3.31	取得後 3年度分	3/4 (5,000kw以上)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定書の写し
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備			1/2 (5,000kw未満)	

該当条項		設備の種類	取得時期	適用期間	特例率	添付書類
法附則第15条	第1号ハ	特定再生可能エネルギー発電設備 (地熱発電設備) 電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法に規定 する認定発電設備	R2.4.1 ～ R6.3.31	取得後 3年度分	2 / 3 (1,000kw未満)	電気事業者による 再生可能エネルギー 一電気の調達に関 する特別措置法の 認定書の写し
					1 / 2 (1,000kw以上)	
	第3号ロ 第25項	特定再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス発電設備) 電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法に規定 する認定発電設備であり、出力が2万 kW未満のもの	R2.4.1 ～ R6.3.31	取得後 3年度分	2 / 3 (10,000kw以上 20,000kw未満)	電気事業者による 再生可能エネルギー 一電気の調達に関 する特別措置法の 認定書の写し
					1 / 2 (10,000kw 未満)	

該当条項	設備の種類	取得期間	適用期間	特例率	添付書類
法附則第15条 第32項	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主が、特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業）の用に供する償却資産	H29. 4. 1 ～ R 6. 3. 31	取得後 5年度分 (補助を受けた翌年度から5年度分)	1 / 3	<ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業に係る固定資産税特例適用申告書（市様式） ・事業を実施している家屋・土地に関する書類（事業の実施部分・面積がわかるもの） ・児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、県知事に提出した届出書の写し ・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し
法附則第15条 旧第41項	中小事業者等が、市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する一定の機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）	H30. 6. 6 ～ R 3. 3. 31	取得後 3年度分	0	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る申請書（計画書を含む）の写し ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・当該資産に係る工業会等からの生産性向上要件証明書の写し（所有権移転外リース取引の場合） ・リース契約書の写し ・固定資産税軽減額計算書の写し

該当条項	設備の種類		取得期間	適用期間	特例率	添付書類
法附則第15条 第45項	中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建築附属設備に対して課する固定資産税の課税標準		R5.4.1 ～ R7.3.31	取得後3年度分	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し (所有権移転外リース取引の場合) ・リース契約書の写し ・固定資産税軽減額計算書の写し
				雇用者給与等支給額の増加に係る一定の事項が記載された認定先端設備等導入計画に従って取得したもののは5年度分 R6.4.1～R7.3.31までの取得は4年度分	1/3	
該当条項	設備の種類		取得期間	適用期間	特例率	添付書類
法附則第64条 ※旧法附則第62条 (R3.1.1)改正	第1項	中小事業者等が、市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建築附帯設備並びに構築物	R2.4.30 ～ R5.3.31 (機械及び装置、工具、器具及び備品、建築附帯設備は、R3.4.1～R5.3.31)	取得後3年度分	0	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋及び構築物が先端設備等に該当する旨を証する書類 ・認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

- ※ 特例適用となるものは、各項目のうち政令又は総務省令で定められたものに限ります。
- ※ 特例の適用は、毎年の税制改正によって新設、廃止、縮減・拡張されますが、旧349条の3及び旧法附則第15条に該当する資産で一部従前のまま適用されるものがあります。
- ※ なお、これらの特例措置は、法令の改正等により内容が変更される場合があります。

2 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の条件を備える償却資産については、固定資産税が非課税になります。このような資産をお持ちの方は、「非課税申告書」の提出が必要になりますので、税務課家屋係までご連絡ください。

IV 計算のしかた

1 評価額の計算方法

- (1) 申告していただいた資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
(2) 資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。

ア 前年中に取得した資産

$$\text{取得価額} \times (1 - (\text{減価率の2分の1}))$$

イ 前年前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[減価率及び減価残存率表]

耐用年数	減価率	1-減価率	耐用年数	減価率	1-減価率
2年	0.684	0.316	15年	0.142	0.858
3年	0.536	0.464	16年	0.134	0.866
4年	0.438	0.562	17年	0.127	0.873
5年	0.369	0.631	18年	0.120	0.880
6年	0.319	0.681	19年	0.114	0.886
7年	0.280	0.720	20年	0.109	0.891
8年	0.250	0.750	25年	0.088	0.912
9年	0.226	0.774	30年	0.074	0.926
10年	0.206	0.794	35年	0.064	0.936
11年	0.189	0.811	40年	0.056	0.944
12年	0.175	0.825	45年	0.050	0.950
13年	0.162	0.838	50年	0.045	0.955
14年	0.152	0.848	60年	0.038	0.962

例) 取得価額250,000円、取得時期令和3年2月、耐用年数4年のパソコンの場合

$$\text{令和4年度 } 250,000 \times (1 - (0.438 / 2)) = 195,250\text{円}$$

$$\text{令和5年度 } 195,250 \times 0.562 = 109,730\text{円}$$

$$\text{令和6年度 } 109,730 \times 0.562 = 61,668\text{円}$$

$$\text{令和7年度 } 61,668 \times 0.562 = 34,657\text{円}$$

$$\text{令和8年度 } 34,657 \times 0.562 = 19,477\text{円}$$

$$\text{令和9年度 } 19,477 \times 0.562 = 10,946\text{円} < 12,500\text{円}$$

※ 令和9年度で算出額が取得価額の5% (12,500円) より小さくなりますので、
令和9年度以降は12,500円で評価されます。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた後3か月以内に、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{課税標準額 (※)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4%)}}$$

(100円未満切り捨て) (1,000円未満切り捨て)

※ 課税標準額とは所有する資産の価格の合計です（1,000円未満切り捨て）。

※ 債却資産の課税標準額が150万円未満の場合は免税点未満となり、課税されません。

4 納付時期

4月の中旬に納税通知書を発送します。納期は年4回（4月末日、7月末日、12月25日、2月末日。その日が土・日曜日の場合は翌平日）です。

V 申告の方法と提出書類

1 提出書類

下記A～Cのケースに応じて、それぞれに記載する提出書類を提出してください。

< A. 令和6年1月1日現在に事業を営んでいる方で、市から送付した様式により申告される方 >

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書（提出用）・種類別明細書（増加資産・全資産用）・種類別明細書（減少資産用）
留意点	<ul style="list-style-type: none">・前年中に増加・減少した資産がある場合は、それぞれの種類別明細書に記入してください。・前年以前に取得した資産で申告が漏れていたものや新たに移動してきた資産は、種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください。・増加、減少した資産がない場合は、償却資産申告書の備考欄にある「1. 資産の増減なし」に○印を記入し、申告書のみ提出してください。・償却資産を所有していない方は、償却資産申告書の備考欄にある「2. 該当資産なし」に○印を記入し、申告書のみ提出してください。

< B. 令和6年1月1日現在に事業を営んでいる方で、電算処理方式（企業の独自電算システム）

により全資産申告をされる方 >

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書（提出用）・全資産種類別明細書（電算システムから打ち出されるもの）・前年中に取得した資産及び減少した資産がわかる資料											
留意点	<ul style="list-style-type: none">・令和6年1月1日現在、可児市内に所在する償却資産を全て申告してください。・次の項目は必ず記載してください。<table border="1"><tr><td>記載項目</td><td>・資産の種類</td><td>・資産の名称</td></tr><tr><td></td><td>・数量</td><td>・取得年月</td><td>・取得価額</td></tr><tr><td></td><td>・減価残存率</td><td>・耐用年数</td><td>・評価額</td></tr></table>・企業会計における電算データを利用し定率法による償却計算を行ってください。 <p>※課税標準額の計算で市の計算と差額が発生する場合は、市の計算を採用します。</p>	記載項目	・資産の種類	・資産の名称		・数量	・取得年月	・取得価額		・減価残存率	・耐用年数	・評価額
記載項目	・資産の種類	・資産の名称										
	・数量	・取得年月	・取得価額									
	・減価残存率	・耐用年数	・評価額									

< C. 廃業、解散、営業譲渡等された方 >

提出書類	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書（提出用）・種類別明細書（減少資産用）
留意点	<ul style="list-style-type: none">・償却資産申告書の備考欄にある「3. 廃業ほか」に○印をつけ、廃業等をした年月を記入してください。・営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

2 提出期限

提出期限 令和6年1月31日（水）

※ 期限間近は窓口が混雑しますので、お早めにご提出いただきますようご協力ください。

3 申告の際の留意事項

- (1) 申告書は、提出用・控用の2枚同封していますので、提出用を提出してください。ただし、控用に市の受付印が必要な方は、提出用・控用の両方を提出してください。
- (2) 債却資産種類別明細書（申告資料）は、前年度までに申告された全ての資産を記載したものですので、申告書作成の際の参考としてください（電算処理による全資産申告をされている方等は、当該資料を同封していませんので、ご了承ください。）。
- (3) 同封の申告用紙が不足する場合は、可児市のホームページに掲載する様式を使用するか、同封の申告用紙を複写する等してご利用ください。
- (4) 申告書は、令和4年度の債却資産所有者様宛てに送付しています。相続等により所有者を変更している場合は、申告書の所有者欄を新しい所有者に変更したうえで申告してください。
- (5) 電子申告をされている方は、翌年から申告書の送付をいたしませんので、ご注意ください。 申告書の送付が必要な方は、ご連絡ください。

4 申告書控えの返送について

申告書を郵送で提出される方で、控用の申告書に市の受付印が必要な方は、必ず返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合は返送できませんので、ご了承ください。

5 申告内容の確認・調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づく電話確認、資料提供の依頼、実地調査等を行うことがありますので、その際はご協力ください。当該確認、調査等に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容を修正していただくことがあります。

6 未申告・虚偽の申告について

正当な理由がなく申告をしない場合は、地方税法第386条及び可児市税条例第52条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

7 市税の電子申告のご利用について

電子申告とは、インターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うシステムで、通称「e LTAX（エルタックス）」と呼ばれています。

このシステムはe LTAX対応ソフトを利用して自宅やオフィス等から申告手続きを行うことができるもので、可児市においても、償却資産の申告を、このe LTAXで行うことが可能です。

初めてe LTAXを利用する場合には、e LTAXホームページで「利用届出（新規）」を行い、利用者IDを取得する必要がありますのでご注意ください。e LTAXに関するお問い合わせ先等は次のとおりです。

HP	http://www.eltax.lta.go.jp/
電話番号	0570-081459（ハイシンコク） 03-5521-0019（上記番号でつながらない場合はこちら）

8 個人番号の取扱いについて

社会保障・税番号制度の導入に伴い、償却資産申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられ、本市が個人番号の提供を受ける際は、法律に基づいた本人確認を行う必要があります。つきましては、個人の方が申告書を提出される場合は、次の必要書類をご持参ください。郵送の場合は、これらの写しの添付をお願いします。（簡易書留郵便にて送付いただくことが望ましいですが、通常の郵便料金とは別に簡易書留の料金も必要となるため、郵送方法については各自でご判断ください。）

必要書類		
①	番号確認資料	マイナンバーカード（裏面）、個人番号付きの住民票の写し 等（いずれかひとつ）
②	本人確認書類	マイナンバーカード（表面）、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付身分証明書 等（いずれかひとつ）